

外国人建設就労者受入事業 実施要領

一般財団法人 建設業振興基金

第1章	総則	
1	本事業の目的	P. 1
2	特定監理団体	P. 1
3	当財団と協定書を締結している送出し機関	P. 1
第2章	建設特定活動	
1	概要	P. 2
2	実施期間	P. 2
3	外国人建設就労者の要件	P. 2
4	在留期間・就労開始前の帰国期間	P. 2
5	適正監理計画	P. 3
6	外国人建設就労者の遵守すべき事項の指導	P. 3
7	管理指導員・生活指導員の配置	P. 4
8	受入建設企業に対する監査・指導及び監督	P. 4
9	相談体制の構築	P. 4
10	建設特定活動の中止	P. 5
11	帰国担保措置	P. 5
12	建設特定活動の実施が不可能となった場合の措置	P. 5
13	帰国報告・失踪事例の取扱い	P. 5
14	保証金の徴収の禁止等	P. 6
第3章	各機関の役割、義務等	
1	送出し機関の役割、義務等	P. 7
2	当財団の役割、義務等	P. 7
3	受入建設企業の役割、義務等	P. 7
第4章	当財団及び受入建設企業が行う手続き	
1	主な手続きの流れ	P. 9
2	申込み申請手続き	P. 13
3	在留資格認定証明書	P. 14
4	査証（ビザ）の取得	P. 15
5	出入国の手続き	P. 15
6	住居地の届出	P. 15
7	在留期間更新許可申請	P. 15
8	在留資格変更許可申請	P. 16
第5章	監理費用等	
1	当財団に支払う監理費用	P. 17
2	送出し機関に支払う管理費用	P. 17
3	支払い方法	P. 17
4	その他	P. 17
第6章	個人情報の管理	
1	基本方針	P. 18
2	個人情報の開示・訂正等	P. 18

第1章 総則

1. 本事業の目的

外国人建設就労者受入事業（以下、「建設特定活動」という。）は、緊急かつ時限的な措置として、即戦力となる外国人建設就労者の受け入れを行うことを目的とする、平成26年8月13日付の外国人建設就労者受入事業に関する告示に基づき実施する事業である。

2. 特定監理団体

名称：一般財団法人建設業振興基金

住所：東京都港区虎ノ門4丁目2番12号 虎ノ門4丁目MTビル2号館6階

電話：03（5473）4579

FAX：03（5473）4594

メール：kaigai@kensetsu-kikin.or.jp

3. 当財団と協定書を締結している送出し機関

平成29年12月現在

国名	機関名
中国	江蘇省建設集団有限公司
中国	大連華世國際經濟技術合作有限公司
ミャンマー	ARBOURFIELD INTERNATIONAL Co. Ltd
ベトナム	INTERNATIONAL MANPOWER AND CONSTRUCTION JOINT STOCK COMPANY (NIBELC)
ベトナム	LICOGI CORPORATION - JSC

※ 外国人建設就労者受入事業における送出し機関は、送出し国政府か、又は各送出し国政府から各国の基準に従って認定を受けた送出し機関（注）に限る。

（注）外国人建設就労者が国籍又は住所を有する国の所属機関その他当該者が本邦において行おうとする活動の準備に関与する外国の機関で、公益財団法人国際研修協力機構（JITCO）との間で「討議議事録（R/D）」及び「補足討議議事録（補足 R/D）」を締結している送出し国政府が、各国の基準に従って、一定の要件を充足し日本に技能実習生を派遣するにふさわしいと認定した機関。

第2章 建設特定活動

1. 概要

建設特定活動は、特定監理団体（以下、「当財団」という。）の責任及び監理の下に外国人建設就労者が受入建設企業との雇用契約に基づいて行う出入国管理及び難民認定法別表第1の5の表の下欄の規定に基づき法務大臣が指定する活動をいう。

2. 実施期間

建設特定活動の実施期間は、平成27年4月1日から平成33年3月31日までとする。ただし、平成33年3月31日までに認定を受けた適正監理計画に基づき就労を開始している外国人建設就労者については、外国人建設就労者の受入期間の範囲で最長で平成35年3月31日まで実施することができる。

3. 外国人建設就労者の要件

外国人建設就労者は、次に掲げるすべての要件を満たす者をいう。

- ①建設分野技能実習に概ね2年間従事（※）したことがあること。
- ②技能実習期間中に素行が善良であったこと。
- ③建設特定活動が終了し帰国した後は、「技能実習」で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することが予定されていること。

※ 第2号技能実習又は第3号技能実習の活動に概ね2年間従事していること。

4. 在留期間・就労開始前の帰国期間

外国人建設就労者が本邦に在留できる期間は以下のとおりである。

なお、平成29年11月1日以降に、建設特定活動に従事する者は、技能実習を修了した後、1ヶ月以上帰国しなければならない。

ただし、平成29年11月1日より前に認定の申請がなされ、又は認定を受けている適正監理計画（当該計画について平成29年11月1日以降に変更認定の申請がなされた場合は、変更前の計画に記載されている受入人数が上限となる。）に基づいて平成30年3月31日までに建設特定活動への従事を開始する者（以下、「経過措置対象者」という。）は、第2号技能実習を修了した後、従前どおり、引き続き在留することが可能である。

(1) 経過措置対象者以外の者

- ①第2号技能実習を修了して建設特定活動に従事する場合

ア 1年以上帰国しないうちに再入国する者

2年間

イ 1年以上帰国した後に再入国する者

3年間

②第3号技能実習を修了して建設特定活動に従事する場合

3年間

ただし、第2号技能実習を修了した後、第3号技能実習に従事するまでに1年以上帰国していない場合は、第3号技能実習を修了した後、1年以上帰国しなければならない。

(2) 経過措置対象者

①第2号技能実習を修了して引き続き国内に在留する場合

2年間

②上記以外の場合

ア 1年以上帰国しないうちに再入国する者

2年間

イ 1年以上帰国した後に再入国する者

3年間

5. 適正監理計画

(1) 申請

受入建設企業になろうとする者は、当財団と共同で、外国人建設就労者の適正な監理に関する計画（以下、「適正監理計画」という。）を策定し、国土交通大臣の認定の申請を行う必要がある。

(2) 変更

適正監理計画を変更（軽微な変更を除く。）しようとするときは、国土交通大臣に対して変更申請をする必要がある。なお、適正監理計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更の場合は、国土交通大臣に対して適正監理計画の変更届出を行う必要がある。

6. 外国人建設就労者の遵守すべき事項の指導

送出し機関は、外国人建設就労者に対して、次に示す外国人建設就労者が日本国滞在中に遵守すべき事項の周知徹底を図る。また、外国人建設就労者の日本国滞在期間中これらの遵守事項の徹底を図るため、当財団及び受入建設企業と協力して、指導を行うものとする。

- ①管理指導員及び生活指導員の指導に従い、誠実な姿勢で建設特定活動に従事すること。
- ②修得した技能等を帰国後復職した職場で有効に活用し、母国の産業の発展に寄与すること。

- ③日本国滞在は単身で行い、同居を目的とした家族の呼び寄せは行わないこと。
- ④在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動は行わないこと。
- ⑤日本国での滞在期間中は、自らが責任を持って、旅券については保管し、在留カードについては常時携帯すること。
- ⑥建設特定活動終了後は速やかに帰国すること。

7. 管理指導員及び生活指導員の配置

- (1)受入建設企業は、受入れる外国人建設就労者の人数や職種に応じて、適切に管理指導員を配置する。また、管理指導員は、外国人建設就労者が従事する技能等について十分に指導できるようにするため、当該技能について5年以上の経験を有した者とする。
- (2)受入建設企業は、我が国における生活上の留意点に関する指導、外国人建設就労者の生活状況を把握、外国人建設就労者の相談に乗ることなどして、問題の発生を未然に防止するために、生活指導員を配置する。
- (3)当財団は、受入建設企業における管理指導員及び生活指導員がそれぞれ適切な指導を行っているかについて、巡回訪問等により、受入建設企業及び外国人建設就労者に対してヒアリング等を実施する。

8. 受入建設企業に対する監査、指導及び監督

適正監理計画に基づき、適正に建設特定活動が実施されているか否かについて、その実施状況を確認し、適正な実施について、受入建設企業に対する指導を行うため、当財団は、3月につき1回以上行われる受入建設企業への監査を実施する。

また、外国人建設就労者が技能実習を修了して一旦本国へ帰国した後に再入国する場合、入国後6ヶ月間は1月につき少なくとも1回、当財団の役員又は職員が受入建設企業に赴いて建設特定活動の実施状況を確認する。また、適宜、外国人建設就労者に対する面談等を実施する。

9. 相談体制の構築

- (1)当財団は、相談員を配置し、外国人建設就労者からの生活、建設特定活動等に係る相談に対応する。相談員への連絡方法については、入国後、外国人建設就労者に伝える。
- (2)相談員は、外国人建設就労者から相談を受けた場合、相談内容を記録するとともに、その内容に応じて公的機関や受入建設企業の生活指導員等と連絡して適切に対応する。
- (3)外国人建設就労者から転職に係る相談があった場合は、当財団は各関係機関と連絡、調整を図り、円滑な転職ができるように努め、特に問題が生じることのないよ

う、適切かつ誠実に相談に応じる。また、外国人建設就労者から受入建設企業へ相談があった場合は、受入建設企業はただちに当財団へ報告する。

10. 建設特定活動の中止

次のいずれかに該当した場合には、外国人建設就労者本人から事情を聴取した上、送出し機関、当財団及び受入建設企業が協議し、該当者の建設特定活動を中止し、帰国させることができる。

- ①「第2章 3」の定める条件に違反した場合
- ②在留資格で認められた以外の収入や報酬を伴う活動を行った場合
- ③その他本人の責めに帰することができる事情により、建設特定活動の継続が不可能又は不適当な場合

11. 帰国担保措置

当財団及び受入建設企業は、外国人建設就労者の帰国情費の確保その他の帰国担保措置を講じていなければならない。

帰国担保措置の中心となる帰国情費については、基本的には外国人建設就労者が支弁するものであるが、やむを得ない事情により外国人建設就労者が支弁することができない場合、受入建設企業が負担する。また、受入建設企業の倒産などにより、受入建設企業が支弁することができない場合、当財団が帰国情費を負担する。

なお、航空券の手配や空港までの送迎等、帰国に係る支援については、受入建設企業が行う。

12. 建設特定活動の実施が不可能となった場合の措置

受入建設企業の倒産や不正行為、外国人建設就労者の失踪、受入建設企業と外国人建設就労者との間の諸問題などにより、建設特定活動の継続ができなくなった場合、受入建設企業からの報告後、当財団は建設特定活動の継続が不可能となった事実とその対応策を速やかに地方入国管理局に報告する。また、外国人建設就労者本人の責めによらない事由により、継続困難となった場合には、外国人建設就労者が引き続き建設特定活動を行うことを希望し、適正な建設特定活動を実施する体制を有していると認められる他の機関に受け入れられる時は、引き続き在留が認められる。

13. 帰国報告・失踪事例の取扱い

外国人建設就労者が建設特定活動を終了して帰国した場合には、受入建設企業は当財団へ報告する。また、当財団は、その報告を受け地方入国管理局に報告する。

外国人建設就労者の失踪が発生した場合には、受入建設企業は当財団へ報告するとともに、所轄の警察に行方不明届を提出する。また、当財団は地方入国管理局に当該

事実及び対応策の報告を行った上で、送出し機関、他の外国人建設就労者、本国の家族等に問い合わせること等により、失踪者の所在地の把握に努める。所在を確認したときは、直ちに失踪の届出を行った地方入国管理局に通報する。

1 4. 保証金の徴収の禁止等

- (1) 送出し機関、当財団又は受入建設企業は、外国人建設就労者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他外国人建設就労者と社会生活において密接な関係を有する者（以下、「外国人建設就労者等」という。）から、当該外国人建設就労者が日本国において従事する建設特定活動中に関連して、保証金を徴収してはならない。
- (2) 送出し機関、当財団又は受入建設企業は、外国人建設就労者等から当該外国人建設就労者が日本国において従事する建設特定活動に関連して、名目のいかんを問わず、金銭その他の財産を管理し、かつ当該建設特定活動が終了するまで管理することを予定してはならない。
- (3) 送出し機関、当財団又は受入建設企業は、外国人建設就労者等との間で、労働契約の不履行に係る違約金を定める契約その他の不当に金銭その他の財産の移転を予定する契約を締結してはならず、かつ、当該外国人建設就労者が終了するまで締結することを予定してはならない。

第3章 各機関の役割、義務等

1. 送出し機関の役割、義務等

送出し機関は、次の役割と義務を負う。

- ①外国人建設就労者受入事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- ②外国人建設就労者の来日及び滞在に関する自国政府への法的諸手続の実施
- ③外国人建設就労者との連絡調整等
- ④事前健康診断の実施及び診断結果の当財団への通知
- ⑤出発前のオリエンテーションの実施
- ⑥日本国での入国及び在留手続きに必要な書類の準備
- ⑦当財団との連絡調整その他の建設特定活動の円滑な推進に必要な業務
- ⑧帰国後の修得技能等の活用状況に関するフォローアップ
- ⑨外国人建設就労者に対する受入建設企業と締結する雇用契約書・雇用条件書に関する説明

2. 当財団の役割、義務等

当財団は、本制度の特定監理団体として、関係法令（入管法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等）を遵守し、次の役割と義務を負う。

- ①外国人建設就労者受入事業に関する事務担当者又は連絡担当者の配置
- ②外国人建設就労者の来日及び在留のための日本国政府に対する法的諸手続きの実施
- ③建設特定活動に係る適正監理計画の策定（受入建設企業と共同で策定するものとする）
- ④受入建設企業に対する監査・指導（第2章7参照）
- ⑤各関係機関に対する受入建設企業にて発生した事件・事故及び不正行為等の速やかな報告
- ⑥相談（転職含む）体制の構築
- ⑦受入建設企業の倒産等、外国人建設就労者の責めに帰することができない事由により建設特定活動の継続が困難となった場合における新たな就労先の確保（外国人建設就労者が建設特定活動の継続を希望したときに限る。）
- ⑧送出し機関との連絡調整その他の外国人建設就労者受入事業の円滑な推進に必要な業務

3. 受入建設企業の役割、義務等

受入建設企業は、関係法令（入管法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法等）を遵守し、次の役割と義務を負う。

- ①管理指導員・生活指導員の配置（第2章6参照）
- ②適正監理計画に基づく建設特定活動の実施
- ③適正監理計画の策定（当財団と共同で策定するものとする）
- ④外国人建設就労者に対する建設特定活動中の宿泊施設の確保
- ⑤外国人建設就労者の受け入れに関する文書（就労状況の確認の際に作成する文書や受け入れている外国人建設就労者の名簿等）の作成及び保管（保管期間、建設特定活動終了後3年）
- ⑥当財団及び各関係機関が実施する巡回訪問及び監査への協力
- ⑦外国人建設就労者の事故・事件及び不正行為の問題事項が発生した場合における、各関係機関及び当財団に対する速やかな報告
- ⑧外国人建設就労者の受入及び退職時における、当財団への報告
- ⑨国土交通省、地方入国管理局、厚生労働省、元請企業その他関係機関からの調査等への協力
- ⑩建設特定活動に係る手続きに必要な各種書類の作成
- ⑪その他、必要な外国人建設就労者に対する支援

第4章 当財団及び受入建設企業が行う手続き

1. 主な手続きの流れ

外国人建設就労者の受け入れから帰国までの間において、当財団、受入建設企業が行う必要のある主な手続（申請、報告等）については、下図のとおり。

A：再入国の場合

時期	受入建設企業	当財団
入国前	<p>申請手続きに係る事前準備</p>	
	<p>適正監理計画の認定申請 申請先：国土交通省</p>	<p>適正監理計画の認定報告 報告先：地方入国管理局</p>
	<p>申込み申請手続き 申請先：当財団</p>	<p>申請内容の審査・承諾 報告先：受入建設企業</p>
	<p>在留資格認定証明書交付申請 申請先：地方入国管理局</p>	
入国時	<p>空港での出迎え</p>	
受入時	<p>外国人建設就労者受け入れの報告 報告先：当財団</p> <p>転入届、社会保険等諸手続き</p>	<p>外国人建設就労者受け入れの報告 報告先：適正監理推進協議会</p>
定期監査	<p>○ 入国後6ヶ月間、1ヶ月に1回以上の巡回訪問</p> <p>○ 3ヶ月に1回以上の監査を実施</p>	<p>監査報告 報告先：国土交通省、地方入国管理局、 適正監理推進協議会</p>

1年目 ～ 2年目 ～ 3年目	主な手続き（申請先：地方入国管理局） 在留期間更新許可申請 1年目から2年目、2年目から3年目へ在留期間を更新する場合	
退職時	転出届、社会保険等諸手続き 外国人建設就労者の退職の報告 報告先：当財団	外国人建設就労者の退職の報告 報告先：適正監理推進協議会
帰国時	空港での見送り	
帰国後	外国人建設就労者の帰国報告書の提出 報告先：当財団	外国人建設就労者の帰国報告 報告先：国土交通省、地方入国管理局、 適正監理推進協議会

外国人建設就労者の居住地が変更したときや受入建設企業で不正行為等が発生した時は、別途、速やかに当財団への報告及び地方入国管理局へ報告が必要。

B:技能実習終了後から継続する場合（経過措置対象者）

時期	受入建設企業	当財団
技能実習中	<p>申請手続きに係る事前準備</p> <p>適正監理計画の認定申請 申請先：国土交通省</p> <p>申込み申請手続き 申請先：当財団</p>	<p>適正監理計画の認定報告 報告先：地方入国管理局</p> <p>申請内容の審査・承諾 報告：受入建設企業</p> <p>在留資格変更許可申請 申請先：地方入国管理局</p>
受入時	外国人建設就労者受入れの報告 報告先：当財団	外国人建設就労者受入れの報告 報告先：適正監理推進協議会
定期監査	<p>○ 3ヶ月に1回以上の監査を実施</p> <p>外国人建設就労者の受入状況報告 報告先：当財団</p>	<p>監査報告 報告先：国土交通省、地方入国管理局、 適正監理推進協議会</p>
1年目 ～ 2年目	<p>主な手続き（申請先：地方入国管理局） 在留期間更新許可申請 1年目から2年目へ在留期間を更新する場合</p>	
退職時	<p>転出届、社会保険等諸手続き</p> <p>外国人建設就労者の退職の報告 報告先：当財団</p>	<p>外国人建設就労者の退職の報告 報告先：適正管理推進協議会</p>
帰国時	空港での見送り	

帰国後	<p>外国人建設就労者の帰国報告書の提出 報告先：当財団</p>	<p>外国人建設就労者の帰国報告 報告先：国土交通省、地方入国管理局、 適正監理推進協議会</p>
-----	--------------------------------------	---

外国人建設就労者の居住地が変更したときや受入建設企業で不正行為等が発生した時は、別途、速やかに当財団への報告及び地方入国管理局へ報告が必要。

2. 申込み申請手続き

(1) 申請時期

当財団は、再入国する場合、受入建設企業に対し、原則、年4回（4月、7月、10月、1月）募集を行う。

ただし、建設分野技能実習から継続して、建設特定活動を実施する場合は、隨時受付ける。

(2) 募集人数

当財団は、募集回ごとに一定の枠を設定し、募集人員が当該定数に達した場合、募集を終了する。

(3) 提出書類

外国人建設就労者の受け入れを希望する機関は、以下の①～⑥までの書類を当財団に提出する。

- ① 外国人建設就労者受入事業申込書
- ② 会社パンフレット
- ③ 登記事項証明書
- ④ 2期分の損益計算書、貸借対照表の写し
- ⑤ 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）
- ⑥ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていることを証する書類

(4) 受入要件

① 適正監理計画の認定

受入建設企業となろうとする者は、外国人建設就労者を受け入れる前に、告示第5に基づき、当財団と共同で、適正監理計画を策定し、国土交通大臣に適正監理計画の認定の申請を行い、認定を受けなければならない。

② 適正監理計画の申請手続き

当財団は、以下の書類を受入建設企業となろうとする者と共同で策定し、国土交通大臣に申請する。

- a) 適正監理計画認定申請書
- b) 適正監理計画
- c) 受入建設企業となろうとする者の登記事項証明書
- d) 受入建設企業となろうとする者の損益計算書、貸借対照表の写し
- e) 常勤の職員の数を明らかにする文書（常勤の職員の社会保険の加入状況が分かる資料を添付すること）
- f) 受入建設企業となろうとする者（及び送出し機関）が、外国人建設就労者と締結することを予定している雇用契約書及び雇用条件書の写し

- g) 当財団が監理に要する費用を徴収することを予定している場合は、当該費用の負担者、金額及び使途を明らかにする文書
- h) 受入建設企業が受け入れている技能実習生の名簿
- i) 送出し機関の概要を明らかにする資料（送出し機関のパンフレット、送出し機関が登記・登録されていることを示す公的な資料等）
- j) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の許可を受けていることを証する書類
- k) 報酬予定額が同等の技能を有する日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることを証する書類
- l) 管理指導員及び生活指導員の経歴書（管理指導員については実務経験を併せて記載）
- m) 当財団と送出し機関との間に締結された（又は締結を予定している）外国人建設就労者受入事業に係る契約書の写し
- n) 建設分野技能実習の受入実績を証する書類

③ 適正監理計画の認定の報告

当財団は、国土交通大臣より受入建設企業になろうとする者毎に適正監理計画の認定を受けた後、地方入国管理局へ適正監理計画認定証（写）を提出する。

④ 受入可能人数

外国人建設就労者を受け入れる人数については、受入建設企業となろうとする者の常勤の職員の総数を超えてはならない。なお、常勤の職員の総数には、技能実習生及び外国人建設就労者の数は含まれない。

（5）建設特定活動実施契約の締結

国土交通省から認定を受けた後に、当財団と受入建設企業とで建設特定活動実施契約（当財団と受入建設企業とで連携し実施するにあたり、必要な手続き等その基本事項について）を締結する。

3. 在留資格認定証明書

（1）交付申請手続き

当財団は、以下の書類を送出し機関及び受入建設企業から徴収し、東京入国管理局に提出する。

- ①在留資格認定証明書交付申請書
- ②雇用契約書・条件書の写し
- ③写真（縦4cm×横3cm）
- ④返信用封筒
- ⑤告示第5の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事す

ることを証する文書

- ⑦受入建設企業の概要を明らかにする資料
- ⑧申請人（外国人建設就労者になろうとする者）の履歴書
- ⑨申請者の身分を証する文書
- ⑩その他申請に必要な書類

(2) 在留資格認定証明書の送付

当財団は、東京入国管理局より在留資格認定証明書の交付後、速やかに送出し機関へ送付する。

4. 査証（ビザ）の取得

送出し機関は、日本の在外公館において、査証申請書、写真、旅券、在留資格認定証明書等を提示又は提出して査証を申請する。

査証取得後、外国人建設就労者が日本の空港・海港において、旅券、査証、在留資格認定証明書等を入国審査官に提示又は提出して上陸審査を受け、旅券に上陸許可の証印を受けるとともに在留カードの交付を受ける。

5. 出入国の手続き

(1) 航空券の手配

査証取得後、送出し機関、受入建設企業及び当財団で、協議の上、入国日を決め、送出し機関が航空券の手配を行う。航空運賃は受入建設企業が負担する。

(2) 就労先の宿泊施設までの引率

受入建設企業が空港で外国人建設就労者を出迎え、宿泊先まで引率する。

6. 住居地の届出

外国人建設就労者と受入建設企業は、入国後、居住地を定めた日から14日以内に、居住地の市区町村において、在留カードを提出（在留カードが後日交付となっている場合は旅券を提示）して住居地を届け出る。なお、居住地を変更したときも、同様の手続が必要となる。

7. 在留期間更新許可申請

在留期間の更新を希望する場合は、在留期間の満了する概ね3ヶ月前から在留期間の満了をする日までに、在留期間更新許可申請の手続きを行う。

そのため、当財団は、以下の書類を送出し機関及び受入建設企業から徴収し、地方入国管理局に提出する。

- ①在留期間更新許可申請書
- ②写真（縦4cm×横3cm）

- ③旅券及び在留カード
- ④告示第5の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑤在籍証明書
- ⑥納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑦申請者の身分を証する文書
- ⑧その他申請に必要な書類

8. 在留資格変更許可申請

建設分野技能実習に引き続き在留する外国人建設就労者になろうとする場合及び転職等により受入建設企業を変更しようとするときは、速やかに在留資格変更許可申請を行う。

そのため、当財団は、上記に該当する外国人建設就労者がいる場合、以下の書類を送出し機関及び受入建設企業から徴収し、地方入国管理局に提出する。

- ①在留資格変更許可申請書
- ②雇用契約書・条件書の写し
- ③写真（縦4cm×横3cm）
- ④旅券及び在留カード
- ⑤告示第5の認定を受けた適正監理計画認定証の写し
- ⑥帰国後、本邦において技能実習で在留中に修得した技能等を要する業務に従事することを証する文書（服飾予定証明書等）
- ⑦納税証明書（1年間の総所得及び納税状況が記載されたもの）
- ⑧受入建設企業の概要を明らかにする資料
- ⑨外国人建設就労者本人の履歴書
- ⑩申請者の身分を証する文書
- ⑪その他申請に必要な書類

第5章 監理費用等

1. 当財団に支払う監理費用

監理費用は、外国人建設就労者1人当たり月額35,000円とする。

ただし、1社同時期に入国及び移行する外国人建設就労者数に応じて、以下のとおりとする。

① 1～10名：月額35,000円×外国人建設就労者数

② 11～20名：350,000円（月額35,000円×10名）

　　十月額17,500円×10名を超える外国人建設就労者数

③ 21名以上：525,000円（月額35,000円×10名＋十月額17,500円×10名）

　　十月額14,000円×20名を超える外国人建設就労者数

2. 送出し機関に支払う管理費用

当財団が送出し機関と締結した協定書に定める金額とする。

3. 支払方法

1及び2の監理費用については、受入建設企業が当財団へ四半期毎に支払うものとする。

4. その他

上記以外で受入建設企業の要請に基づき実施する講習、在留資格の変更許可手数料、在留期間の更新許可手数料、資格の取得、特別教育等については、受入建設企業が負担する。

第6章 個人情報の管理

1. 基本方針

当財団は、業務上知り得た外国人建設就労者、受入建設企業等の個人情報を、建設特定活動に必要な範囲でのみ使用し、それ以外の目的で使用しないものとする。また、個人情報については、当財団内の海外人材育成支援室が適正に管理するものとし、監理責任者は職員に対して、個人情報の適正な管理に必要な指導を適宜実施するものとする。

2. 個人情報の開示・訂正等

当財団は、外国人建設就労者、受入建設企業等から、その個人情報の開示、訂正等の請求があった場合には、請求者が本人であることを確認した上で、遅滞なく個人情報の開示、訂正等を行うものとする。また、当財団は、個人情報の開示、訂正等の取り扱いについて、外国人建設就労者、受入建設企業等への周知を行うものとする。

附則 本要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則 本要領は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第5章1に規定する監理費用は、平成30年4月1日以後に新たに外国人建設就労者となる者に対して適用し、その他の者には従前の監理費用を適用する。